笠間市 有機農業実施計画

1. 市区町村

笠間市

2. 計画対象期間

令和7年度 ~ 令和11年度

3. 対象市区町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標

ア 有機農業の現状

(1) 生産

①生産基盤の確立

先行して有機農業に取り組む生産者はいるが、面積比としては依然として小さく、生産 基盤と市場を確立するには至っていない。

②低価格と後継者不足

水稲全体としては他県と同じく、価格の低下、担い手の高齢化や後継者不足などが深刻である。

③栽培技術の確立と実証圃場の不足

有機農業をはじめとした「環境にやさしい農業」に新たに取り組むにあたっては、転換の際に経営に影響を及ぼさない安定収量を実現するための栽培技術の確立と技術を学ぶための実践的な場(実証圃場)が不足している。

(2) 販売

①有機農産物の付加価値化による価格への転嫁

現在の市内有機生産者の主な販売先は直売所・近隣スーパー・ネット販売等である。

従来の JA (農協) 出荷では有機農産物の付加価値を価格へ転嫁することが難しい。その ため、転換参入を促すためには魅力ある新たな販路の確保が必要となる。

②収量・品質低下のリスク

有機転換期間中は「有機農産物」「オーガニック農産物」と表示して販売することができないことと、収量や品質が低下するリスクがある。有機栽培の転換が軌道に乗るまでのリスクを補う施策が必要とされる。

③有機 JAS 認証のための経費負担

経費等の負担増を嫌って有機 JAS 認証を取得しない場合、販路の拡大や高付加価値化の 妨げになる。量販店への出荷や輸出まで見据える場合には有機 JAS 認証の取得は必要不可 欠となる。

(3) ブランド化

①認知度の低迷

有機農産物に対する認知度は低く、ひいては地産地消に対する市内における認知度も低い。例えば、有機農産物でなくとも笠間市産の食材が市内の飲食店等で味わえる機会が十分に提供されていない。

②消費の促進と観光資源化

市内における認知度が低いため、観光資源としての活用も進められていない。

従来の観光資源に加えて、「笠間の栗」のブランド化等の施策を通じて、インバウンドを 含む多くの観光需要が新たに開拓されつつあるが、市内農産物の消費の機会には結びつい ていない。

イ 5年後に目指す目標

令和6年2月に設立された笠間市環境農業推進協議会が事業実施主体となり、生産者・行政・関係団体や実需者が有機農業をはじめとした「環境にやさしい農業」を一体的に推進する体制を構築し、生産・販売・ブランド化の各面で取り組みを進めていく。

まずは、市内の公立小中学校および義務教育学校への有機米の提供を本格化させ、令和 11 年度までに面積 8ha、生産量 30t、生産者数 5 名とすることを目指す。

(R6 面積 1.5ha、生産量 4.5~6.3t【1 反あたり 5~7 俵計算】、生産者数 3 名)

将来的には、全16 校で100%となる68 t を、有機米(有機転換期間中を含む) や特別栽培米に転換することを目標とする。

有機米の学校給食への提供を足掛かりとして、市民への認知度の向上、地産地消の実現を目指す。これをベースに、市外からの観光客やインバウンド需要の取り込みをねらい、道の駅かさまや市内飲食店・宿泊施設・笠間クラインガルテン等とも連携し、「笠間の栗」に続き有機米のブランド化を目指す。並行して、野菜栽培なども含む笠間市産有機農産物の生産にかかる基盤作りと販路の確保を目指した出口戦略の創出に取り組み、生産支援と販売支援の両輪で進めていく。

4. 取組内容

ア 有機農業の生産段階の推進の取組

①生産技術の基盤づくり

笠間市環境農業推進協議会を起点に、転換参入を促すために生産技術の基盤づくり支援 を実施する。

実証圃場を設置し、専門家を招いて通年で講習会を実施する。

実証圃場における検証の成果は「グリーンな栽培体系への転換サポート事業(みどりの 食料システム戦略推進交付金)」を活用してマニュアル化し、市内生産者に広く共有情報と して展開する。

参考:神奈川県ニンジン有機栽培体系の確立及び 作業の効率化の実証

https://www.pref.kanagawa.jp/documents/30829/greenjirei1.pdf





野菜栽培に関しても、段階的に専門家による栽培技術講習会や実証圃場事業を実施して、 支援体制を整備する。

参考: 笠間市 令和6年度 有機栽培講習会

「農学博士 木嶋利男先生に学ぶ 野菜の有機栽培 基礎と土づくり」



これらの取り組みを通じて、有機農業の技術的知見を慣行農業の生産者にも広く共有し、有機農業転換の将来的な裾野を広げるとともに、環境への負荷の低減を図る。

②担い手の確保

転換参入のみならず、野菜等においては新規就農希望者の呼び込み、水稲においては離農者からの事業継承のケースも視野に入れて、移住および定住の促進や、農地の貸借や農機具のレンタル等の紹介、新規参入の障壁を下げるための施策や提案を行い、担い手の確保に取り組む。

③耕畜連携

畜産農家と連携した地域の堆肥循環に向けた取り組みを行う。背景として、化学肥料の原料をはじめとする資材価格の高騰と輸入依存の現状や、飼料価格の高騰などによる近年の酪農業の苦境があり、地域資源を無駄なく活用し、循環させていくことの重要性が高まっている。

技術面では再現性の高い完熟堆肥の製造技術や効果的な施用を学ぶ機会を創出し、流通面では効率的な散布方法 (スプレッダーの活用等) や、畜糞など地域資源活用のオペレーション、販売体制、市民参加の仕組みづくりなどを実施する。

イ 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組

①販路の開拓

令和11年度までに有機米の面積を8ha、生産量を30t、生産者数を5名に拡大し、学校 給食への有機米の本格的な納入を目指す。特に、有機転換期間中の安定的な販路を新規取組 者に提供する。

また、新たな販路として、観光シーズンに合わせたマルシェ(直売イベント)の実施を検 討する。

さらに、市民向けシンポジウムを同時に開催することで販売の相乗効果を高める。

②有機 JAS 認証への支援

有機 JAS 認証の取得支援を行うとともに、有機転換期間中の農産物については、国が推 奨する認証制度(特別栽培農産物・みえるらべる等)を活用して販路を見出す。

参考: 丹波市 令和5年度 有機農業産地づくり推進事業 市民向けシンポジウム 「愛の野菜伝道師 小堀夏佳さんが教える ふるさとの自然を守る丹波産オーガニックの楽しみ方」

https://www.tambahikamikairo.com/images/2024/01/9d885de905b811d6d97b7c44611555



③ブランド化

有識者の知見を用いながら、笠間市における有機農業をはじめとした「環境にやさしい 農業」と地産地消の価値を多面的に再評価し、項目化して整理を行う(地域で有機農業等を 推進することの意義としては、生産者としての経営的価値以外にも、生物多様性の保全や環 境への負荷の低減のほか、環境教育、食育、循環型社会の実現、コミュニティの活性化など が考えられる)。

有機米をシンボルとして推進していく際には、市農政課が行う「笠間の米ブランディング事業」と連携し、相乗効果を発揮させる施策を行う。

市民向けシンポジウム等を実施することで、市内における取り組みの紹介や、生産者と市民(消費者)が直に接することのできる機会を創出し、認知度の向上と消費行動の拡大を促す。

環境への負荷の低減を図ることで、有機農業に限らず、「笠間市の農産物は地産地消・生物多様性の保全・環境への負荷の低減・環境教育・食育・循環型社会の実現・コミュニティの活性化などに寄与するものである」というブランドイメージの強化につなげ、さらに観光資源としての活用も視野に取り組みを進めていく。

また、国際的な安全水準を満たしていることを証明できる GAP 認証についての基礎を学 ぶ講習会を行う。

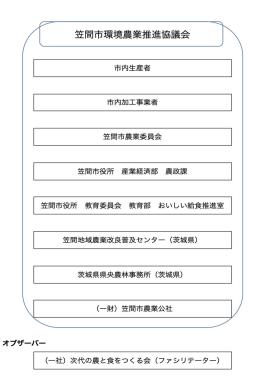
特に意欲ある生産者を対象に、GAP認証を活用した出口戦略の提案及び取得までの支援を行う。

有機農産物に限らず、「環境にやさしい農業」によって生産された農産物のトレーサビリティを一層高めていくことで、笠間市の農産物の付加価値を高め、市民の理解を深めて、市内農業の持続可能性に寄与するができると考えられる。

5. 取組の推進体制

ア 実施体制図

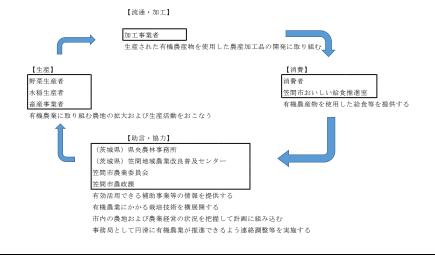
- ・令和6年2月に設立された笠間市環境農業推進協議会を中心に関係機関と連携し、進捗状況を確認しながら施策を実行していく。
- ・事務局:笠間市産業経済部農政課 オーガニック推進室



イ 関係者の役割

【事業実施体制】

笠間市環境農業推進協議会



6. 資金計画

別紙のとおり

7. 本事業以外の関連事業の概要

有機農業をはじめとする環境への負荷を低減した「環境にやさしい農業」を推進するため、 市が実施している「笠間の米ブランディング事業」や、「『笠間の栗』水田畑地化モデル事業」 についても、有機農業との連携を視野に入れて実施する。

8. みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について

茨城県と共同で策定した「茨城県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」の実現に向け、本計画に基づく有機農業をはじめとした「環境にやさしい農業」に関する各種取組を実践することで、有機農業の推進と環境負荷低減事業活動の促進を図る。

9. その他(達成状況の評価、取組の周知等)

達成状況の評価については、有機農業実施計画期間の各年に有機農業生産者に聞き取りを 行うとともに、人数や面積を集計する。

取組の周知等については、有機農業に関わるマルシェ(直売イベント)や市民向けシンポジウムを開催し、広く取組内容や成果の紹介などを行っていくとともに、有機農業を知る機会を市民に提供する。

6. 資金計画

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	(1) 生産段階	(1) 生産段階	(1) 生産段階	(1) 生産段階	(1) 生産段階
	3, 180 千円	3, 180 千円	2,000 千円	2,000 千円	2,000 千円
区分	(2) 流通、加工、消費等 8,271千円	(2) 流通、加工、消費等 6,271 千円	(2) 流通、加工、消費等 4,000 千円	(2) 流通、加工、消費等 4,000 千円	(2) 流通、加工、消費等 4,000 千円
合計	11, 451 千円	9, 451 千円	6,000 千円	6, 000 千円	6,000 千円

- ・令和7年度及び令和8年度については、国交付金「みどりの食料システム戦略推進交付金」の活用を予定している。
- ・4の取組内容に記載されているが、予算執行を伴わない取組や、今後詳細な検討や調整が必要な取組については、資金計画に含めていない。